**Funごる　利用規約**

◆第１条　〈定義〉

１． 「当クラブ」とは、株式会社つなぎが運営する「Funごる」レッスンクラブをいいます。２． 「本サービス」とは、当クラブがお客様に提供する各種サービスをいいます。３．  「お客様」とは、本規約にご同意の上、当クラブの指定する方法でご入会をいただき、当クラブが

入会を承諾した会員をいいます。４．  「個人情報」とは、個人に関する情報であって、姓、名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、画像などにより個人を識別できる情報のことをいいます。

◆第２条　〈規約の改定〉

本規約を改定する場合、当クラブは一定の周知期間を設けた後、本規約を必要に応じて改定できるものとします。当該周知期間の経過後、改定後の規約にお客様がご同意いただいたものとみなします。

◆第３条　〈入会手続き〉

１． お客様は、入会のお申込みにあたり本規約を順守し、当クラブが求めるお客様の情報を虚偽なく登録するものとします。２． お客様は、本規約に同意の上、当クラブ所定の入会申込書と月会費のお支払い方法を設定した段階で、入会のお申し込みを行ったこととします。３． 入会のお申し込みがあった場合、当クラブがこれを承認することで、クラブ生となります。４． 入会のお申し込みの際にご登録いただきました個人情報は、本規約の規定ならびに当クラブの個人情報保護方針に基づき管理いたします。５． お客様は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、使用させたりしてはなりません。

◆第４条　〈契約期間について〉

１．契約期間の始期は、入会申込書に記載された入会日となります。２．契約期間は基本的に１か月更新とし、お客様あるいは当クラブから１ヶ月前に申し出がない限り、１か月単位の自動継続となります。

◆第５条　〈入会金について〉

入会金は5,000円+税となります。

◆第６条　〈月会費について〉

１．月会費は、口座振替およびクレジットカードでのお支払いとします。2．口座振替は前月の２７日に振替します。ただし、その日が土日祝に該当する場合は、翌営業日に引落となります。３．クレジットカードはその会社に準ずる日によってお支払いいただくものとします。４． 入会日が月の途中である場合、口座振替が始まるまでの月会費は、現金で徴収することがあります。ただし、割引制度適用する場合は初月度月会費無料とさせていただきます。 5． 月会費は、社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても変更することができるものとします。6． 中途退会、休会などお客様の都合による変更や退会処分を受ける場合、諸費用は一切返金いたしません。

◆第７条　〈レッスン費用について〉

1．月会費とは別に、受講したレッスンについては、その都度徴収いたします。

◆第８条　〈プレミアム会員月会費について〉

１．プレミアム会員月会費は、月会費と一緒に振替します。

◆第９条　〈変更の届出・クーリングオフについて〉

１． お客様は、当クラブの入会申込書記入の項目に変更があった場合は、速やかに変更の届出をしてください。変更の届出を怠ったことによる不利益は、すべてお客様に帰属します。２．各種変更お届けは、事務局へ届出書をご記入の上でご提出し、当クラブがこれを承認することで変更成立とします。３． 上記お届けにより諸費用が変動になった場合は、差額部分は次回引落分に反映する上でご請求いたします。４．入会日より起算して８日以内に取り消しがあった場合は納入金を全額返還することとします。ただし、常識の範疇を逸脱する場合、返金いたしません。

◆第１０条　〈遅刻・欠席について〉

やむを得ずレッスンを欠席、または遅刻される場合には、必ず事務局または担当講師にご連絡ください。

◆第１１条　〈休会について〉

１． 休会のお申し出は希望する月の前月5日(1カ月前)までに、届出書を事務局または講師にご提出ください。２．休会期間は休会開始月より最大6カ月間といたします。7か月目になると、自動的に復会となり、月会費が発生します。３．休会期間中の月会費は1,000円+税です。

◆第１２条　〈退会について〉

１．退会のお申し出は、届出書をご提出ください。退会届が、事務局へ到着した日より退会手続きを行い、到着日の翌月から会費の振替が停止となります。

◆第１３条　〈退会処分について〉

当クラブは、お客様が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該クラブ生に事前に何ら通告することなくクラブ生契約を解約し、クラブ生登録を取消し退会したものとします。１． 入会申込の際の申告事項に、虚偽の申告があり、当クラブに入会にふさわしくないと判断した場合　２． 諸費用の納入が遅れ、滞納が3か月分となった場合　３． 犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当クラブがクラブ生とすることを不適当と判断する場合

◆第１４条　〈月会費の滞納について〉

当クラブは、お客様が月会費を滞納された場合、以下の対応をします。

　・１ヶ月滞納された場合…翌月に２ヶ月分引き落としとなります。・２ヶ月滞納された場合…請求書を発行します。　・３ヶ月滞納された場合…退クラブ処分となります。滞納された月会費は諸手続きに従い、通知、督促いたします。

◆第１５条　〈クラブの休講〉

１、天候等の事情、講師の怪我・病気などにより臨時休講を行うことがあります。その場合、振替授業等を実施させていただきますが、状況により実施できない場合もございます

◆第１６条　〈紛失・忘れ物〉

施設内で生じた私物の紛失について当クラブは一切損害の責を負いません。忘れ物、落し物については、１ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

◆第１７条　〈禁止事項〉

クラブ生は本サービスの利用にあたり、以下の項目にあてはまる行為を禁止します。以下の項目以外でも、社会常識上及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止するものとします。発見した場合当クラブにて合理的な措置をとらせていただきます。

１．  レッスンの妨げとなる行為　２． 連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為　３． クラブ生心得等の諸規則を守らない行為

◆第１８条　〈損害賠償〉

１． 本サービスを通じて、お客様と他のお客様、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、お客様は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当クラブは一切賠償の責任を負わないものとします。　２． お客様は本サービスの利用中、またはその前後にてゴルフ場およびゴルフ練習場の設備、その他備品に損害（落書きや破損等）を与えた場合、当クラブは該当お客様に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

◆第１９条　〈個人情報〉

１． お客様からいただいた個人情報は、当クラブでの運営上必要な目的以外には一切使用いたしません。２． お客様からいただいた個人情報は当クラブで保管し、退会後は所定の期間を経過後、破棄させていただきます。

制定年月日：２０２２年８月２５日